

## 県発出「北ふ頭へのサッカー等スタジアム整備検討について」への考え方

No.	県からの確認事項	鹿児島市の見解
1	<p>サッカー等スタジアムについては、稼働状況が年間の半分にも満たないことを踏まえると、北ふ頭への整備を検討するとした場合であっても、年間365日賑わう拠点を形成することを開発コンセプトとした鹿児島港本港区エリアのグラウンドデザインとの整合性をどのように図られるのか。</p>	<p>県におかれては、ピッチ・スタンドの昨年の需要予測調査における稼働率が、42.2%であるとして、施設のメインとなる機能の稼働率でグラウンドデザインとの整合性を判断するという考えを示されておりますが、本市としては、開発コンセプトは、エリア全体で365日賑わうことと解釈していること、また、稼働率については複合施設を含む施設全体の稼働率で整合性を捉えていただきたいと考えております。</p> <p>なお、芝生への影響に配慮しながら、他都市の実績を参考に、グラウンドゴルフやナイトヨガ、キッズイベント、結婚式の前撮りなどを盛り込むことで稼働率を60%以上に引き上げることが可能と試算しております。</p> <p>また、スタンド下のコンコースをランニングコースとして活用するなど、日常的に利用される施設になると考えております。</p>
2	<p>奄美・喜界航路や上屋を移転しなければならない可能性があることについて、どのように考えておられるか。</p>	<p>北ふ頭での整備につきましては、現在の港湾機能の維持が前提であると考えており、航路の移転は考えていないところですが、上屋・旅客ターミナルについて、スタジアムの整備をする際には、埠頭内での移設が必要と考えております。</p> <p>現在、県や港湾関係者の意見を聞きながら、人流と物流が交錯することなく、スタジアムと港湾機能が共存できる配置案を検討しております。</p>
3	<p>北ふ頭へのサッカー等スタジアムの整備については、本県や市議会や市民、経済団体、商店街関係者、港湾関係者、離島航路利用者並びに関係自治体、海外クルーズ会社等の意向について、どのように把握されているか。</p>	<p>6月に市議会において北ふ頭における整備検討を表明して以降、県をはじめ、関係団体等にこれまでの経緯や取組状況などの説明を行ってきているところです。</p> <p>7月には、商工会議所や経済同友会、天文館商店街振興組合連合会、学生等で構成する多機能複合型スタジアム検討協議会を立ち上げ、各面から意見を聴取しております。</p> <p>また、港湾関係者には、適時、検討状況を共有しご意見を頂いているほか、離島航路利用者へのアンケートや関係自治体との意見交換を行い、意向把握に努めております。</p> <p>国際クルーズ船関係者とも意見交換を行い、「クルーズ船が着岸する場所にスタジアムがある都市は世界になく、下船後、スタジアムの展望デッキから絶景を望めるのは魅力的。クルーズ船誘致の推進が期待できる。」との意見を伺ったところです。</p> <p>県におかれては、多くの項目を検討する必要があり、課題もあるため、現時点で、何かを申し上げる段階にないと伺っております。</p>

No.	県からの確認事項	鹿児島市の見解
4	<p>貴市におかれては、サッカー等スタジアムについて、まちづくりの観点から、その必要性や北ふ頭への整備について、どのように整理されているのか。</p>	<p>平成30年の提言書では、地域・経済の活性化につながるようなスタジアム整備が必要であると整理されております。</p> <p>また、第6次総合計画では、「にぎわいの核となる施設の充実」として、スタジアム整備を掲げているほか、第二次かごしま都市マスタープランにおいて、「にぎわい創出の拠点としての役割が期待されるスタジアムの整備実現に向け、オール鹿児島での取組を進める。」としており、北ふ頭の位置する本港区エリアは、広域交流・業務ゾーンとして、「観光交流機能やスポーツ・娯楽レクリエーション機能などの集積によるにぎわいあふれる交流拠点の形成を図る。」こととしております。</p> <p>北ふ頭は、桜島・錦江湾などの鹿児島らしさを感じられるだけでなく、中心市街地との回遊性が期待できる立地であり、多機能複合型スタジアムを核としたにぎわいと交流の空間づくりを行うことで、いづる・天文館地区等と連携した取組が出来るなど、本市の将来の発展、経済波及効果などの観点から高いポテンシャルを持つエリアと捉えております。</p>
5	<p>北ふ頭に整備を検討するサッカー等スタジアムの具体的な機能・規模・構成・配置案などについて、市としての成案を得た上でお示しいただきたい。</p>	<p>現在、県や港湾関係者と協議しながら、港湾機能の維持を前提にスタジアム等の配置案を検討しております。</p> <p>施設の機能や規模などについては、令和4年度の調査結果をベースに検討を進めておりますが、今後、鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会での議論を踏まえ、検討段階に応じて、市議会や協議会のご意見をお聞きしながら、基本構想の策定などに取り組む中で、成案の熟度を上げてまいりたいと考えております。</p>
6	<p>北ふ頭へのサッカー等スタジアム整備に当たり、航路や上屋の移転、船社や荷役業者等の移転、新たな岸壁の整備などについて、どのくらいの期間を見込まれているのか。</p>	<p>北ふ頭での整備にあたっては、現在の港湾機能の維持が前提であると考えており、航路の移転は考えていないところであり、これまでどおり既存岸壁を使用可能と考えております。</p> <p>検討委員会の議論を踏まえながら、今後、県等と上屋やターミナルの埠頭内での移設について協議・検討を行う中で、必要となる工期を算出したいと考えております。</p>

No.	県からの確認事項	鹿児島市の見解
7	<p>北ふ頭へのサッカー等スタジアム整備は、相当の期間を要すると考えられる一方で、スタジアム整備見直しがライセンスに影響する可能性についてJリーグから言及があったと聞き及んでおりますが、北ふ頭での整備スケジュールがライセンス継続に及ぼす影響について、どのように考えているのか。</p>	<p>北ふ頭は、中心市街地に近く、利便性も高いことから、Jリーグが推奨する、まちなかスタジアムを体現できると考えており、Jリーグからは、スタジアムの整備が着実に進められることに、大きな期待が寄せられているものと考えております。</p> <p>引き続き、県とオール鹿児島島の体制でスピード感を持ってスタジアム整備に取り組む必要があると考えております。</p>
8	<p>北ふ頭は第1種特定建築物制限地区であり客席部分の床面積の合計が1万㎡を超える観覧場は建築不可となっていること、また、北ふ頭は、水族館敷以外は臨港地区の商港区に指定されていることから現状ではサッカー等スタジアムが建築できませんが、これらの点についてどのように考え、貴市として具体的にどのように対応される予定でおられるか。</p>	<p>港湾計画の見直しについて、港湾管理者である県は「利活用検討委員会における検討の結果、港湾計画の改訂等が必要な場合には手続きを進める。」と、県議会において答弁されております。</p> <p>一方、港湾法の規定により、臨港地区の分区が指定された区域においては、用途地域及び特別用途地区の規定は適用されないことから、用途地域等の見直しについては、港湾計画の見直し等と十分連携を図りながら、検討してまいりたいと考えております。</p>